

議案第19号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月23日

つくば市長 五十嵐立青

記

- 1 取得する財産 体育施設空調設備
- 2 取得金額 金790,767,120円
- 3 取得目的 谷田部総合体育館及び桜総合体育館に空調設備を設置するため
- 4 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 5 契約の相手方 千葉県千葉市中央区新町1000番地  
NTT・TCリース株式会社 千葉支店

支店長 渡辺 聡史

(提案理由)

谷田部総合体育館及び桜総合体育館に空調設備を設置することで、スポーツ環境の充実を図るため、この案を提出するものである。

